

第1章 企画

企画政策課、情報政策課、資産経営課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進展、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政の担う役割はますます大きくなっている。一方、日本経済の動向を見ると、国の大胆な金融政策等により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費や民間設備投資の回復に遅れがみられるなど、地方財政もこれまでと同様に厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めるため、更なる権限の移譲や財源の確保が必要である。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～平成35年度 8年間

実施計画 平成29年度～平成31年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの
「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」
「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
「自然と人が共生するまちづくり」
「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの
「強みを活かしたしごとづくり」
「子どもを産み育てやすい環境づくり」
「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」
「安心・安全に暮らせるまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

平成28年度は、平成27年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 調整機能

部長会議、課長会議、庁議に付議すべき事案を必要に応じて事前に関係部課長で検討する調整会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織されている。

事業としては、広域行政上の課題の解決に向けた取り組みを県に要望し、職員を対象にした研修会などを行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和 61 年 4 月、神奈川大学との交流事業は平成 3 年 4 月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光の各分野で 13 事業が実施された。

5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、平成 28 年 1 月、北欧のバルト海東岸に位置するリトアニア共和国のホストタウンとして国から登録を受けるとともに、平成 28 年 10 月、リトアニア共和国オリンピック委員会と事前キャンプ実施に関する基本協定を締結した。

平成 28 年度は、市民にリトアニア共和国を知ってもらうための PR 事業として「リトアニア展」等を実施するとともに、教育、経済等の分野で交流事業を実施した。

6 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、もって行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、市の構想並びに自己の所属する課に関わらない業務の企画及び改善意見等の提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

平成 28 年度は、職員提案（アイデア提案・事務提案）の募集を約 3 か月間、業務改善報告の募集を約 5 か月間に渡り実施し、職員提案 68 件、業務改善報告 239 件が提出された。その中から、職員提案 11 件、業務改善報告 11 件を表彰した。また、業務改善報告が最多の課を奨励賞として表彰した。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあつた。

○アイデア提案 1 級 「ユニバーサルデザインでお・も・い・や・り」

○業務改善報告 改善 1 級 「取り戻せ！ 湘南平の絶景～樹木の適正な管理やベンチ等の増設による集客大作戦～」

第2節 行財政改革の推進

本市の行政改革は、これまで第1次行政改革（昭和61年から昭和63年まで）から、第6次行政改革（平成20年度から平成27年度まで）に渡り取組を進めてきた。第6次行政改革では「平塚市行政改革大綱」や「平塚市行財政改革実施計画（ひらつか協働経営プラン）」を策定し、「協働」と「経営」の視点から127事業に取り組み、市民と行政が連携・協力しながらまちづくりを進めた。

主な取組としては、特別職給与や職員手当の見直しによる歳出削減、市税収納率向上やネーミングライツ制度の導入による歳入確保策を推進し、約116億円の財政健全化に資する効果があった。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進行管理し、平成27年度及び第6次行政改革全体の取組成果については「広報ひらつか」や市のホームページ等を通じて公表し、行財政改革に係る取組について透明性を確保した。

第7次行政改革である「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」では、「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」を優先課題に掲げ、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに対応するとともに、効率的・効果的で成果を重視した行政運営を展開することとしている。行財政改革の目的である、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供し、健全な行財政運営を図るため、平成28年度は、民間活力活用事業や公共施設見直し事業など26事業に取り組んだ。

1 行政運営の見直し

民間活力活用事業では、優先的に民間活力の活用を検討すべき業務をまとめた「民間活力の活用に係る具体的業務の方向性について」に基づき、検討を進めた。また、公立幼稚園・保育園再編等事業においては、「平塚市幼保一元化に関する検討会」の中間報告で掲げた公立園8～10園への再編に向け検討し、個々の施設の具体的な方向性をまとめた。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、提案型ネーミングライツパートナーの随時募集を行った。1社から3施設（宮松町あおぞら公園、宮松町すこやか公園、幹道59号天沼宮松町線）に応募があり、平成28年10月から導入することを決定した。また、平成26年4月から「バッティングパレス相石スタジアムひらつか」の愛称で導入した平塚球場のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は平成33年3月までとなった。同じく平成26年4月から「湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen」の愛称で導入した湘南ひらつかビーチパーク、「トッケイセキュリティ平塚総合体育館」の愛称で導入した平塚総合体育館の契約も更新し、契約期間は平成32年3月までとなった。

平成28年度末におけるネーミングライツ導入施設は11施設となっている。

指定管理者制度の推進では、平成29年3月、新規に指定管理者を導入するため、余熱利用施設の指定管理者の選定を行った。平成28年度末の制度導入施設は39施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる土屋霊園、軟式庭球場・桃浜町庭球場・大

神スポーツ広場、湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場、勤労会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館、市営住宅及び共同施設を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などにおいて活用し、普及・啓発を図っている。

第4節 情報システム

本市の情報化は、昭和41年の電算機の導入以来、住民記録システムを中心に、行政サービスの向上や事務の効率化を図るための基幹系システム、さらには、平成11年度からは、財務会計システムやグループウェアなど行政施策の決定支援をするための情報系システムを導入し、幅広く事務事業の推進に寄与している。

1 基幹系システム

平成18年度から取り組んできたオープンシステム化事業は平成22年3月に汎用コンピュータを撤去し完了した。

今後も継続してシステムの円滑な運用と適切な保守を行っていくとともに、定期的にネットワークの監視を行うことによりセキュリティの向上を図り、また、システム及びシステム間の連携を監視することにより、スムーズなシステム連携を維持していく。

基幹系主要業務（44 業務）	
共通基盤	清掃手数料
健康かるて	農業集落排水
住民実態調査	霊園
人口統計	振り分け（口座・OCR・コンビニ）
印鑑登録	生活保護
住民記録	福祉相談
住基ネット	高齢福祉
戸籍	障がい福祉
高齢者人口統計	子育て支援
国民投票	ひとり親医療
選挙管理	児童扶養手当
農業委員会委員選挙人名簿	児童手当
農地基本台帳	小児医療
学齢簿	特別児童扶養手当
収納	栄養計算
滞納管理	介護保険
市民税	国民健康保険
軽自動車税	国民年金
法人市民税	人事・給与
償却資産税	地域包括
固定資産税（土地・家屋）	消防指令
後期高齢者医療保険	公営住宅管理

2 庁内ネットワーク及び情報系システム

庁内ネットワークの整備は平成 11 年度の財務会計システムの導入から始まり、平成 13 年度には、電子メールをはじめとするグループウェアを導入した。さらに平成 14 年度以降、順次職員へのパソコン配備の充実、市庁舎及び市関係施設を繋ぐ LAN の構築などハード面での充実を図った。平成 28 年度末現在、イントラネット整備施設は 124 施設となっている。また、ソフト面においても財務会計システムの全課及び小中学校・幼稚園への導入、グループウェアの全課及び各施設への導入を実施し、円滑かつ迅速な事務処理を実現している。

第5節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景のもと、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、平成29年4月1日現在、18部・79課・180担当となっている。

2 文書管理

本市がファイリング・システムを導入（昭和46年度本庁全課、昭和47年度出先機関導入、ファイリングキャビネット488台）して以来40年近くの歳月が経過し、システムも全庁にわたり定着している。行政の多様化や情報化社会にあつて、文書は増大しているが、迅速、正確に処理し、的確に保管、保存し、いつでも取り出して利用できるように努めている。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12年10月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成22年度から高速印刷機2機体制で作業の効率化を図っている。

なお、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を稼動した。

浄書状況(委託)

毛 筆	
件 数	枚 数
172	1,131

印刷状況

(単位 回転)

高速印刷機	軽印刷機	コピー機
6,139,463	4,004,024	3,448,303

印刷用紙等使用状況

(単位 枚)

行政総務課用紙 (再生紙)	担当課持込用紙	はがき・封筒
4,412,175	1,067,253	107,865

郵便物等差出状況

(単位 件)

種別	郵便	メール便	県庁便 (発送)	総件数
件数	3,094,553	32,793	1,385	3,128,731

文書保存状況

(単位 箱)

東武書庫保存量	廃棄文書	引継ぎ文書
11,629	1,789	1,826

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎前の掲示場に掲示して行っているが、平成28年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条 例	市 長 規 則	市 長 規 程	議 会 規 則 等	選 挙 委 規 程	監 査 委 規 程	農 業 委 規 則 等	教 育 委 規 則 等	公 平 委 規 則 等	固 評 委 規 程	消 防 本 部 規 程	病 院 規 程	計
新設	5	9	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
改正	39	42	8	0	0	0	2	12	1	0	2	5	111
廃止	2	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内イントラネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第6節 統計

1 国及び県の統計調査

区分	統計調査名	調査対象	周期	調査目的
国の委託統計調査	学校基本調査 (文部科学省)	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校	毎年	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすること。
	経済センサス-活動調査 (総務省・経済産業省)	全国すべての事業所・企業	5年毎	全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ること。
県の委託統計調査	神奈川県年齢別人口統計調査	移動人口	毎年	年齢各歳別常住人口と各歳別移動人口を明らかにする。
	神奈川県人口統計調査	移動世帯及びその構成員	毎年	常住人口に関する基本的状況と毎月の人口移動を明らかにする。

2 刊行物

(1) 人口速報	毎月	120部	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにし発表する。
(2) 平塚市統計書 (第42回)	年1回	160部	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展の跡を明らかにしたものである。